

育英大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 育英大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成するとともに、「公正、純真、奉仕、友愛」の建学の精神に則り、豊かな人間性と深い専門性をもつ人材を養成し、教育研究を通して社会に貢献することを目的とする。

2 本学教育学科は、幅広い教養基盤に支えられた主体的な判断力と行動力を有し、理論と実践に基づいて応用的に教育活動を展開できる人材の養成を目的とする。

3 本学を群馬県高崎市京目町1656番地1に置く。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施する。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限

(学部、学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学部、学科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	児童教育専攻	50人	200人
		スポーツ教育専攻	100人	400人
		計	150人	600人

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、学則第32条から第34条までの規定により入学した者の在学期間は、入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第6条 本学の学生以外の者が、第44条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、第17条の規定により入学後に修得したとみなすことのできる当該単位数その他の事項を勘案して、学長が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 群馬県民の日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業期間)

第10条 1年間の授業期間は、試験行事等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 教育課程及び単位

(授業方法、開設授業科目及び単位数等)

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 開設する授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目に区分し、別表第1の定めるところによる。

3 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、本学の施設以外の場所で行うことができる。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第12条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については、本学則に定めるもののほか育英大学履修規則(以下「履修規則」という。)の定めるところによる。

(科目の登録)

第13条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

3 第1項において登録できる単位数は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できる範囲とする。

(単位修得の認定)

第14条 授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与える。

2 授業科目の単位の修得の認定は、試験、レポート、その他の方法により行うものとし、その方法については、各授業科目の担当者が行う。

(他専攻における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の専攻において開設する授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項に規定する授業科目の履修及び単位の修得等に関し必要な事項は、履修規則の定めるところによる。

(他の大学等における修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(以下「大学以外の教育施設の学修」という。)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項の規定による単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に本学、他大学等及び大学以外の教育施設の学修において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる履修)

第18条 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による修業年限及び履修方法については、履修規則の定めるところによる。

(試験の時期)

第19条 試験の時期は、原則として各学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(試験の受験資格)

第20条 当該授業科目の履修について、当該学期に登録をしていない者又は出席状況が良好でない者は、試験を受けることはできない。

(追試験及び再試験)

第21条 病気等やむを得ない事情により試験を受験できなかったと教授会が認めた者は、追試験を受けることができる。

2 定期試験に不合格の科目について、当該科目の担当教員が再試験を実施する場合に限り、当該学生は再試験を受けることができる。

(認定)

第22条 第14条第2項に規定する試験等の成績の評価は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の5段階とし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技を2以上組み合わせ行う場合は、その組み合わせに応じ、15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究法及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、本学に4年以上在学し、124単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第11条第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第25条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類並びに取得方法は、履修規則の定めるところによる。

(卒業の認定)

第26条 本学に4年以上在学し、第24条に定める単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の認定は、学年末に行う。ただし、必要に応じて前期末に行うことができる。

(学位授与)

第27条 学長は、前条の規定に基づき卒業した者に、次の学士の学位を授与する。

教育学部教育学科 学士（教育学）

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、転学及び休学等

（入学時期）

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い入学させることがある。

（入学資格）

第29条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6）文部科学大臣の指定した者
- （7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- （8）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第30条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学手続き）

第31条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考の結果、合格通知をうけた者は、指定の期間内に入学金を納入するとともに、本学の指定する書類を提出しなければならない。

（編入学）

第32条 本学に編入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

- 2 本学に編入学をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）大学を卒業した者
- （2）法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- （3）短期大学を卒業した者
- （4）高等専門学校を卒業した者
- （5）専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する大学入学資

格を有する者に限る。)

(6) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(7) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(再入学)

第33条 第37条又は第43条の規定に基づき、本学を退学し、又は除籍となった者が、退学又は除籍後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

(転入学)

第34条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当する学年に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、願書に現に在籍する大学の学長の転学承認書及び単位取得証明書を添えて出願しなければならない。

(入学許可)

第35条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第36条 入学を許可された者は、学費を負担する者を保証人とし、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について、責任を負うものとする。

3 学生は、保証人が変更になったとき、又は転居したときは、直ちに届け出なければならない。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その事由を詳細に記し、学長に願い出て許可を得なければならない。

(転学)

第38条 他の大学等への転学を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(転専攻)

第39条 転専攻を希望する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

(休学)

第40条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上修学することが困難な者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学のうち、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第41条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別な事由があるときは学長の許可を得て、引続き休学することができる。

2 休学の期間は、通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間の満了により復学するときは、学長に復学の届出をしなければならない。

2 休学期間の満了前であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学期間を超えたとき。
- (2) 死亡又は長期にわたり行方不明のとき。
- (3) 第41条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学することができないとき。
- (4) 成業の見込みがないと認められたとき。
- (5) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しないとき。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者で、本学において一つ又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第45条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を希望できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他大学等（外国の大学を含む。）の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、一つ又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、授業に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第49条 公共機関又はこれに準ずる団体から、所定の入学資格を有しない外国人に対して授業科目の履修を委託されたときは、授業に支障がない場合に限り、研修生として入学を許可することがある。

2 研修生に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料、入学金及び授業料)

第50条 入学検定料、入学金及び授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

(その他の費用)

第51条 授業料のほか、教育実習、保育実習及びその他教育に必要な費用は、別途、徴収することができる。

(授業料等の納入金の不還付)

第52条 既納の授業料等の納入金は、特別の事情を除いては、還付しない。

第9章 職員組織

(職員)

第53条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第54条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (5) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (6) 事務職員は、学長の命により大学の事務を処理する。

第10章 教授会

(教授会)

第55条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 特別の課程及び公開講座

(特別の課程)

第56条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程に関する必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第57条 本学における教育・研究の成果を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第58条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 教育研究所

(教育研究所)

第58条の2 本学に教育研究所を置く。

- 2 教育研究所は、学校教育及び保育に関する学際的・総合的研究を行い、その成果を普及し、地域社会に貢献することを目的とする。
- 3 教育研究所に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設

(厚生施設)

第59条 本学に、厚生施設を置く。

- 2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第60条 学生が学業、文化・スポーツ及びその他の活動において優れた成績をあげ、他の模範となる場合には、教授会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

- 2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲 戒)

第61条 学長は、学則その他の規律に違反し、又は本学の学生としての本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学の処分とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - (3) その他、学内の秩序を乱し、本学の体面を傷つけ、学生としての本分に著しく反した者

第16章 雑 則

(学則の改廃)

第62条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成29年9月11日(理事会決定)に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年9月11日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年2月22日(理事会決定)に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年9月24日(理事会決定)に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年9月4日(理事会決定)に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年9月17日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年12月3日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第32条第1項の規定は、令和4年度の編入学者から適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年3月23日(理事会決定)に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 現に在学する学生の保証人にあつては、「学費を負担する者」とみなす。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月24日(理事会決定)に改正し、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 学 科	専 攻	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		収容定員	収容定員	収容定員
教育学部 教育学科	児童教育専攻	200人	200人	200人
	スポーツ教育専攻	250人	300人	350人
	計	450人	500人	550人

附 則

- 1 この学則は、令和6年9月11日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年11月29日(理事会決定)に改正し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。